

「建築基準法第6条の3 特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査の開始について

建築基準法の一部改正(平成27年6月1日施行)に伴い、建築基準法第6条の3第1項但し書きに規定される「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が容易にできるもの」の審査(ルート2基準審査)を平成27年6月1日以降にお引き受けしたもののについて審査を開始いたします。

尚、ルート2基準審査手数料は、通常審査料(1)+構造審査加算料(2)に下記「ルート2基準審査手数料」を加算いたします。

※審査料(1)、構造審査加算料(2)については弊社ホームページの確認申請手数料をご覧ください。

「ルート2基準審査手数料」 (単位:円)

棟毎の床面積 (㎡)	
0～200	82,000
200超～500	98,000
500超～1000	114,000
1000超～2000	130,000
2000超～10000	155,000
10000超～50000	205,000
50000超	380,000

※エキスパンションジョイント等により、構造上独立している場合は別棟とみなし各棟毎に加算します。